

公営住宅法施行令改正に伴う区営住宅使用料の減額に関する要綱

平成 21 年 8 月 31 日

区 長 決 定

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都板橋区営住宅条例（平成 10 年板橋区条例第 40 号。以下「条例」という。）第 13 条第 2 項及び東京都板橋区営住宅条例施行規則（平成 10 年板橋区規則第 34 号。以下「規則」という。）付則第 6 項の規定に基づき、区営住宅の使用料の減額、期間その他必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、条例及び規則の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新規使用者 平成 20 年 12 月 31 日までの間に開始された公募において使用申し込みを行い、かつ、平成 21 年 4 月 1 日以降に使用を許可された者
- (2) 使用料額 公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号。以下「令」という。）第 2 条の規定により算出した毎月の使用料の額又は令第 8 条の規定により算出した毎月の使用料（第 3 条第 1 号に規定する場合にあっては、条例第 31 条第 1 項に規定する使用料及び条例第 31 条第 2 項に規定する金銭を含む。）の額
- (3) 新使用料額 公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 391 号。以下「改正政令」という。）による改正後の令（以下「新令」という。）及び平成 20 年国土交通省告示第 410 号（以下「改正告示」という。）による改正後の平成 8 年建設省告示第 1783 号（以下「告示」という。）（以下「新告示」という。）の規定により算定した使用料額
- (4) 旧使用料額 改正政令による改正前の令（以下「旧令」という。）及び改正告示による改正前の告示（以下「旧告示」という。）の規定により算定した使用料額
- (5) 本来使用料額 令第 2 条の規定により算定した毎月の使用料の額

- (6) 新本来使用料額 新令（第4条第1項第2号及び第3号に規定する場合にあっては改正政令附則第3条を除く。）及び新告示の規定により算定した本来使用料額
- (7) 基準本来使用料額 平成22年3月31日における本来使用料額（第3条第1号による減額を受けている場合には減額後の額をいい、新規使用者のうち平成22年4月1日以降に使用を許可された者にあっては平成22年3月31日に使用を許可されたものとみなして算定した額）
- (8) 改善減額(1) 板橋区営住宅スーパーリフォーム事業実施要綱（平成20年10月20日区長決定。以下「スーパーリフォーム要綱」という。）第13条第1号の規定による使用料の減額
- (9) 改善減額(2) スーパーリフォーム事業実施要綱第13条第2号の規定による使用料の減額
- (10) 改善減額(3) スーパーリフォーム事業実施要綱第13条第3号の規定による使用料の減額
- (11) 基準使用料額 平成22年3月31日における第8号から第10号までの減額による減額後の使用料額
- (12) 従前使用料額 第8号から前号までの減額における従前の区営住宅の最終の使用料額

（減額できる場合の基準）

第3条 規則付則第4項の規定に基づき、使用者の居住の安定について特別の配慮が必要であるものとして区長が別に定める場合とは、次のとおりとする。

- (1) 平成21年度における新使用料額が、平成21年度における旧使用料額を超える場合
- (2) 平成22年度から平成25年度までの間の各年度における新本来使用料額が基準本来使用料額を超える場合
- (3) 平成22年度から平成27年度までの間の各年度における新本来使用料額が基準本来使用料額を超える場合であって、かつ、当該年度における新令第2条第2項による使用者の収入の区分が当該年度における旧令第2条第2項による使用者の収入の区分から2段階上昇する場合
- (4) 平成22年3月31日に現に改善減額(1)を受けている場合

- (5) 平成 22 年 3 月 31 日に現に改善減額(2)を受けている場合
- (6) 平成 22 年 3 月 31 日に現に改善減額(3)を受けている場合
- (7) 平成 22 年 4 月 1 日以降に改善減額(1)を受けることとなった場合
- (8) 平成 22 年 4 月 1 日以降に改善減額(2)を受けることとなった場合
- (9) 平成 22 年 4 月 1 日以降に改善減額(3)を受けることとなった場合
- (10) 新規使用者が平成 26 年 3 月 31 日までの間に条例第 2 7 条に規定する収入超過者となった場合

(減額する額)

第 4 条 区長は、前条各号に掲げる場合の使用料を、次の各号に定める額まで減額する。

- (1) 前条第 1 号に定める場合の平成 2 1 年度の使用料額 平成 2 1 年度における旧使用料額
- (2) 前条第 2 号に定める場合の平成 2 2 年度から平成 2 5 年度までの本来使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新本来使用料額から基準本来使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額に、基準本来使用料額を加えて得た額

年度	率
平成 2 2 年度	5 分の 1
平成 2 3 年度	5 分の 2
平成 2 4 年度	5 分の 3
平成 2 5 年度	5 分の 4

- (3) 前条第 3 号に定める場合の平成 2 2 年度から平成 2 7 年度までの本来使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新本来使用料額から基準本来使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額に、基準本来使用料額を加えて得た額

年度	率
平成 2 2 年度	7 分の 1
平成 2 3 年度	7 分の 2
平成 2 4 年度	7 分の 3

平成 25 年度	7 分の 4
平成 26 年度	7 分の 5
平成 27 年度	7 分の 6

- (4) 前条第 4 号に定める場合の平成 22 年度から平成 26 年度までの使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新使用料額から基準使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる改善後の区営住宅の使用を開始した年度に応じてそれぞれ同欄に定める率を乗じて得た額に、基準使用料を加えて得た額

年度	改善後の区営住宅の使用を開始した又は新たな区営住宅の使用を許可された年度
	平成 21 年度
平成 22 年度	6 分の 1
平成 23 年度	6 分の 2
平成 24 年度	6 分の 3
平成 25 年度	6 分の 4
平成 26 年度	6 分の 5

- (5) 前条第 5 号に定める場合の平成 22 年度から平成 28 年度までの使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新使用料額から基準使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる新たな区営住宅の使用を許可された年度に応じて、それぞれ同欄に定める率を乗じて得た額に、基準使用料額を加えて得た額

年度	改善後の区営住宅の使用を開始した又は新たな区営住宅の使用を許可された年度
	平成 21 年度
平成 22 年度	8 分の 1
平成 23 年度	8 分の 2
平成 24 年度	8 分の 3
平成 25 年度	8 分の 4
平成 26 年度	8 分の 5

平成 27 年度	8 分の 6
平成 28 年度	8 分の 7

(6) 前条第 6 号に定める場合の平成 22 年度から平成 30 年度までの使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新使用料額から基準使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる新たな区営住宅の使用を許可された年度に応じて、それぞれ同欄に定める率を乗じて得た額に、基準使用料額を加えて得た額

平成 22 年度	改善後の区営住宅の使用を開始した又は新たな区営住宅の使用を許可された年度
	平成 21 年度
平成 22 年度	10 分の 1
平成 23 年度	10 分の 2
平成 24 年度	10 分の 3
平成 25 年度	10 分の 4
平成 26 年度	10 分の 5
平成 27 年度	10 分の 6
平成 28 年度	10 分の 7
平成 29 年度	10 分の 8
平成 30 年度	10 分の 9

(7) 前条第 7 号に定める場合の平成 22 年度から平成 27 年度までの使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新使用料額から従前使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる改善後の区営住宅の使用を開始した年度に応じて、それぞれ同欄に定める率を乗じて得た額に、従前使用料を加えて得た額

年度	改善後の区営住宅の使用を開始した又は新たな区営住宅の使用を許可された年度				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
平成 22 年度	7 分の 1	—	—	—	—
平成 23 年度	7 分の 2	6 分の 1	—	—	—
平成 24 年度	7 分の 3	6 分の 2	5 分の 1	—	—
平成 25 年度	7 分の 4	6 分の 3	5 分の 2	4 分の 1	—
平成 26 年度	7 分の 5	6 分の 4	5 分の 3	4 分の 2	3 分の 1

平成 27 年度	7 分の 6	6 分の 5	5 分の 4	4 分の 3	3 分の 2
----------	--------	--------	--------	--------	--------

(8) 前条第 8 号に定める場合の平成 22 年度から平成 29 年度までの使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新使用料額から従前使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる改善後の区営住宅の使用を開始した年度に応じて、それぞれ同欄に定める率を乗じて得た額に、従前使用料を加えて得た額

年度	改善後の区営住宅の使用を開始した又は新たな区営住宅の使用を許可された年度				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
平成 22 年度	9 分の 1	—	—	—	—
平成 23 年度	9 分の 2	8 分の 1	—	—	—
平成 24 年度	9 分の 3	8 分の 2	7 分の 1	—	—
平成 25 年度	9 分の 4	8 分の 3	7 分の 2	6 分の 1	—
平成 26 年度	9 分の 5	8 分の 4	7 分の 3	6 分の 2	5 分の 1
平成 27 年度	9 分の 6	8 分の 5	7 分の 4	6 分の 3	5 分の 2
平成 28 年度	9 分の 7	8 分の 6	7 分の 5	6 分の 4	5 分の 3
平成 29 年度	9 分の 8	8 分の 7	7 分の 6	6 分の 5	5 分の 4

(9) 前条第 9 号に定める場合の平成 22 年度から平成 31 年度までの使用料額 次の表の左欄に掲げる年度における新使用料額から従前使用料額を控除して得た額に同欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる改善後の区営住宅の使用を開始した年度に応じて、それぞれ同欄に定める率を乗じて得た額に、従前使用料を加えて得た額

年度	改善後の区営住宅の使用を開始した又は新たな区営住宅の使用を許可された年度				
	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
平成 22 年度	11 分の 1	—	—	—	—
平成 23 年度	11 分の 2	10 分の 1	—	—	—
平成 24 年度	11 分の 3	10 分の 2	9 分の 1	—	—
平成 25 年度	11 分の 4	10 分の 3	9 分の 2	8 分の 1	—
平成 26 年度	11 分の 5	10 分の 4	9 分の 3	8 分の 2	7 分の 1
平成 27 年度	11 分の 6	10 分の 5	9 分の 4	8 分の 3	7 分の 2
平成 28 年度	11 分の 7	10 分の 6	9 分の 5	8 分の 4	7 分の 3
平成 29 年度	11 分の 8	10 分の 7	9 分の 6	8 分の 5	7 分の 4
平成 30 年度	11 分の 9	10 分の 8	9 分の 7	8 分の 6	7 分の 5

平成 31 年度	11 分の 10	10 分の 9	9 分の 8	8 分の 7	7 分の 6
----------	----------	---------	--------	--------	--------

(10) 前条第 10 号に定める場合の平成 24 年度及び 25 年度の使用料額 当該年度における使用者の収入が旧令第 8 条第 1 項に定める金額を超える場合にあっては旧令第 8 条第 2 項の規定により算定した毎月の使用料額、当該年度における使用者の収入が新令第 8 条第 1 項に定める金額を超え、かつ、旧令第 8 条第 1 項に定める金額を超えない場合にあっては当該年度における新本来使用料額(第 3 条第 2 号又は第 3 号による減額を受けている場合には減額後の額)

2 前条第 3 号に該当する場合であつて、かつ、前条第 4 号から第 9 号までに該当する場合は、前項第 4 号から第 9 号までの規定による減額後の使用料のいずれか低い方の額まで減額する。

(特別減額の経過措置)

第 5 条 規則第 14 条第 7 項各号の規定に該当する場合、次の表の左欄に掲げる年度の区分及び同表の右欄に掲げる収入の区分に応じて、それぞれ同欄に定める率を当該年度の使用料に乗じて得た額を当該使用料から減額するものとする。

年度	使用者の収入の区分	
	158,000 円を超え 186,000 円以下の場合	186,000 円を超え 200,000 円以下の場合
平成 21 年度	0. 5	0. 5
平成 22 年度	0. 5	0. 4
平成 23 年度	0. 4	0. 3
平成 24 年度	0. 3	0. 2
平成 25 年度	0. 2	0. 1
平成 26 年度	0. 1	—

2 平成 21 年度の使用料について前項の規定により減額する場合は、第 4 条第 1 項第 1 号の規定による減額後の使用料から減額するものとする。

(減額の通知)

第6条 第3条による減額を行った場合の通知は、規則別記第27号様式、第29号様式、又は第30号様式により行う。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。